

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	肥薩線 鎌瀬・瀬戸石間 17 k 0 1 8 m 付近球磨川第 1 橋りょう外 1 旧橋撤去工事
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 垣下 禎裕 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎 7 階
契 約 締 結 日	令和 8 年 7 月 1 7 日
契約の相手方の氏名及び住所	九州旅客鉄道（株）
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 4 3 9 , 3 0 2 , 6 0 0 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件名等 肥薩線 鎌瀬・瀬戸石間 17k018m 付近球磨川第1橋りょう外1旧橋撤去工事
2. 履行場所 球磨川第1橋りょう、第二球磨川橋りょう
3. 随意契約の相手方 名称：九州旅客鉄道株式会社
住所：福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 随意工事に付する理由

本工事は、球磨川水系河川整備計画に基づき、九州旅客鉄道（株）の鉄道施設である球磨川第1、第二橋りょうについて、洪水を安全に流下させるために必要な高さでの改築が必要となっており、令和2年7月豪雨で被災した球磨川第1、第二橋りょうについて、被災前の橋りょう高さから嵩上げして復旧を行うものである。

鉄道施設の施工にあたっては、鉄道に関する専門の知識・経験・技術力を有している必要があり、竣工後に鉄道運行に支障を及ぼさないよう、正確な施工が求められる。

以上のことから、本工事は施工にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有しており、的確で円滑に工事を遂行するためには、当該鉄道管理者である九州旅客鉄道（株）が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、九州旅客鉄道株式会社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由作成者)

河川部 河川工事課長